

(整理番号 0420)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月7日(金) 13時30分～17時15分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 栃木県特定最低賃金の金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 前回は地賃の上昇率により34円を提示したが、栃木と同じBランクの兵庫が32円で結審していること、地賃の引上げ額31円より1円でも上回った額でないと特定最賃の意味合いがないと主張し、2円歩み寄り32円の引き上げを提示した。 イ 特定最低賃金の意味合いを改めて考えてほしい。県内における自動車産業の重要性・位置づけを考えると位置役割に見合う水準になっていない。また、賃上げ率ではなく絶対額で議論をしてほしい。との主張がなされ、使側の19円の提示に対して32円以外の数字はないとして、32円を再提示した。 ウ 今年の地賃31円の結審は労側反対、使側賛成という採決の結果であり、31円労側反対を踏まえると、この特賃で32円以下を示すことは難しいとして、32円が最終提示額と主張。 (2) 使用者代表委員の見解及び主張 ア 地賃と特定最賃は性質の違うものなので、地賃をベースにする必要はない。また、各地域の実情にあった審議をすればよく、他県の状況に引っ張られる必要はないと主張。 経営者協会の2022年春季労使交渉調査の製造業の賃上げ率が2.01%であり、これを根拠として、現行額947円に2.01%を乗じ19円の引上げを提示した。 イ 今年6月の中小企業の賃金実態を調査した賃金改定状況調査第4表がいちばん近い統計数字であり、経営の実態を表しているとして、第4表①製造業女性Bランクの賃金上昇率2.7%を根拠に、現行947円に2.7%を乗じ四捨五入した26円を提示した。 ウ 1円譲歩して、去年の引上げ額27円を提示した。						

エ 労側が32円を最終ということであれば、使側も27円から譲歩はできないとして、27円が最終提示額であると主張。

(3) 結審状況等について

労働者代表委員は32円の引上げ、使用者代表委員は27円の引上げを提示、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。

公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、原材料費の急激な高騰や円安による中小企業への経営の影響も考慮する必要がある一方で、物価上昇による労働者の生計費への影響についても考慮しなければならないとして、現行947円を31円引き上げて時間額978円とする公益見解を提示した。

協議の結果、労・使共に最終的には公益見解に同意し、現行額を31円引き上げて、時間額978円(改正発効日：令和4年12月31日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

2 その他
特になし